

**令和4年度**

**障がい者総合支援制度における  
指定事業者・施設 集団指導  
(施設入所支援編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

# 実地指導における主な指導事項 (施設入所支援編)

---

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する基準)

## 施設障害福祉サービス計画の作成

- 施設障害福祉サービス計画が作成されていない。(提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- 施設障害福祉サービス計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨の署名等を得ていない。



個別支援計画未作成減算が必要となる場合があります。(後述)

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する基準)

## 施設障害福祉サービス計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報だけを基に施設障害福祉サービス計画を作成している。
- モニタリングの結果を記録していない。



個別支援計画未作成減算が必要となる場合があります。(後述)

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する基準)

## 施設障害福祉サービス計画の作成

提供する日中活動サービス	見直し時期
生活介護、就労継続支援B型	<u>少なくとも</u> <u>6月に1回以上</u>
自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 就労移行支援	<u>少なくとも</u> <u>3月に1回以上</u>

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する基準)

## 施設障がい福祉サービス計画の作成等

●施設入所支援における夜間の支援内容と日中活動における支援内容が明確に区別されていない。



サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障がい福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障がい福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載してください。

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する基準)

## サービス管理責任者の責務

- サービス管理責任者が、施設障害福祉サービス計画を作成していない。
- サービス管理責任者が、利用者の状況を適切に把握していない。
- サービス管理責任者が、他の従業者に計画の内容を説明していない。(直接支援する従業者が個別支援計画の内容に沿った支援ができていない。)

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する基準)

## サービス管理責任者の責務



### 【サビ管の配置に係る経過措置期間の終了と及びサビ管研修の見直し】

サービス管理責任者が実務経験を満たしていることにより、研修修了者としてみなす経過措置(「みなしサビ管」)については平成31年3月31日をもって終了となりました。これに伴い、研修未受講者は平成31年4月1日以降については、サービス管理責任者ではないため、人員欠如減算の対象となります。

また、平成31年度よりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度が変わります。当研修が「基礎研修」「実践研修」「更新研修」と分けられ、更新研修受講が必要です。詳しくは、大阪市ホームページ「サービス管理責任者等研修について」をご覧ください。



# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する基準)

## 非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。



避難訓練を実施した場合は、日時、内容等を記録に残してください。  
なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(運営に関する事項)

## 開所日数の取扱いについて



障害者支援施設等の開所日数の取扱いについて(平成28年3月31日付け事務連絡)

(開所日数の取扱い)

問 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とされているが、開所日数とは何を指すのか。

答 開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(報酬の算定に関する事項)

## 個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、施設障害福祉サービス計画が作成されていない。
- 基準に定められている施設障害福祉サービス計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。



施設障害福祉サービス計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月(減算が適用される月)から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(報酬の算定に関する事項)

## 定員超過利用減算

- 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し（利用定員の増数変更など）が行われていない。
- 1日あたりの利用者数では減算となる値は下回っているものの、過去3月間の利用実績の分析がなされておらず、過剰な定員超過利用の未然防止が図られていない。

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(報酬の算定に関する事項)

## 定員超過利用減算



次のいずれかに該当する場合、減算が必要です。(利用定員50人以下の場合)

(1) 1日の利用者数  $>$  利用定員  $\times$  110%

→当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定

(2) 直近の過去3か月の利用者延べ数  $>$  利用定員  $\times$  開所日数  $\times$  105%

→当該1月間について利用者全員につき減算

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(報酬に関する事項)

## 夜勤職員配置体制加算について

●施設入所支援において、夜勤職員の加配を行い「夜勤職員配置体制加算」を算定しているが、必要な時間数が確保されていない。



### ○夜勤職員の必要数

前年度の利用者数が40人の場合・・・指定基準上の1人+1人加配=合計2人必要

前年度の利用者数が60人の場合・・・指定基準上の1人+2人加配=合計3人必要

### ○夜勤職員の配置時間

夜間の時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間(人を交代しての、シフト勤務可能)をいう。)に配置する必要があります。この時間帯に配置がない場合(休憩も含む)は、加算算定はできません。

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(報酬に関する事項)

## 重度障害者支援加算(Ⅱ)について



(1) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者または行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という)により、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨の届け出を行い、かつ、支援計画シートを作成している場合に体制の評価として加算を算定する。(強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない)

(2) 一日を通じて利用者に対する支援が確保されるよう、障害者支援施設基準と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加え、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間の個別の支援を行った場合に、当該利用者に対して個別の評価として加算を行う。

# 実地指導における主な指導事項(施設入所支援)

(報酬に関する事項)

## 重度障害者支援加算(Ⅱ)について



(3)体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シートの作成を行う場合も対象とする。なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うため、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。

(4)個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要がある。



施設入所支援編は以上です。

受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で  
受講報告をお願いします。

